

ヤングケアラーについて知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
(ヤングケアラーの例)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

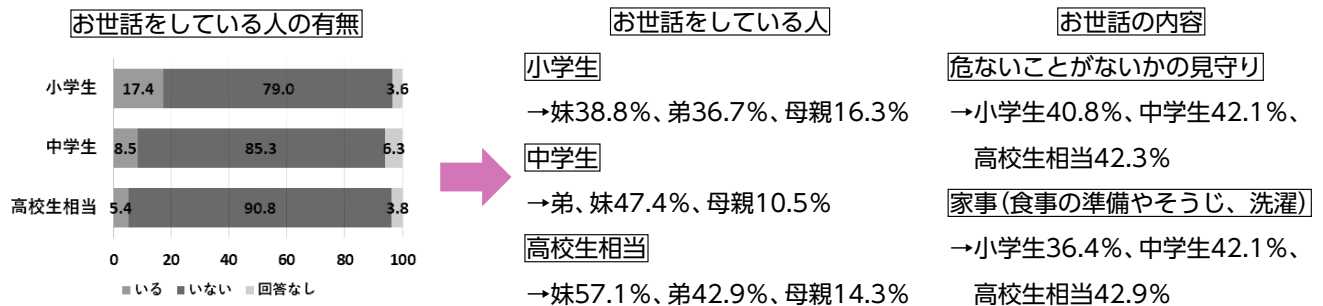


障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

昨年度、町内に居住する小学4年生から高校3年生相当の児童を対象に「子どもアンケート」を実施。
(調査結果一部抜粋) (※お世話をしている人の有無のうち「いる」と答えた児童の内訳)



「子どもアンケート調査」の結果、ヤングケアラーの可能性があるこどもがいること、家事、育児(兄弟の世話や送迎)のほか、日本語や手話などの通訳をしている児童がいるという結果になりました。
(調査結果は町ホームページで公開しています。)

豊山町ではヤングケアラーへの支援を実施していきます

相談窓口の設置

ヤングケアラーの相談窓口を子ども応援課内に設置。家庭での困りごとを聞き取り、課題を解決できる機関につなぎ、こどもとその家庭を支援します。

ヘルパーの派遣

ヤングケアラー等がいる家庭へ町が委託するヘルパー支援事業所からヘルパーを派遣します。家事、育児の支援を行います。

啓発活動の実施

児童はじめ子育て支援に関わる関係者、住民の方へヤングケアラーの啓発を行います
「豊山町意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)」の周知を行います。

▶問合せ 子ども家庭総合支援拠点(子ども応援課内) ☎ 28・0936